

○宮崎大学農学部企画調整室規程

平成16年9月21日
制 定

(目的)

第1条 宮崎大学農学部により効率的・機動的な運営を図るために、学部長補佐体制として本学部に農学部企画調整室（以下「企画調整室」という。）を設置する。

(任務)

第2条 企画調整室は、学部の教育研究、管理運営等に関わる課題を整理し、学部長の学部運営を補佐する。

(組織)

第3条 企画調整室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学部長が指名する主要な委員会の委員等

(任期)

第4条 前条第3号の室員の任期は、当該室員を指名した学部長の任期の終期を越えることができない。

- 2 任期の途中で室員の交替があった場合の後任の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の他、新たに室員を選任した場合の室員の任期は、第1項による。

(室長)

第5条 企画調整室に室長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 学部長が室長の職務を遂行できないときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(事務)

第6条 企画調整室の事務は、学部事務部において処理する。

(室員以外の出席)

第7条 企画調整室が、必要と認めるときは、室員以外の出席を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は企画調整室が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月21日から施行する。